

●香川県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年7月30日から同年8月20日まで一般の縦覧に供する。

令和3年7月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和竹屋敷138番1 地先から さぬき市多和竹屋敷142番地 先まで	8.1～19.8	186	平成29年香川県告示第237号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和3年7月30日